

別紙 令和6年度医療費通知事業「医療費のお知らせ」

1 事業の目的

国家公務員共済組合連合会共同事業の一環として、医療費の額等を「医療費のお知らせ」により通知することによって、組合員及び被扶養者が健康に対する認識を深めるとともに、短期給付事業の健全な運営に資することを目的とします。

2 「医療費のお知らせ」の内容

組合員が、農林水産省共済組合の組合員証（保険証）またはマイナ保険証を使用し医療機関等で令和6年1月～11月に診療を受け、農林水産省共済組合に保険者負担分として医療費の請求があったものが記載されています。

ただし、以下のとおり実際の支払額とは異なっている点があります。確定申告・医療費控除に利用する場合には、お手持ちの領収書を確認のうえ参考資料としてご利用ください。

- ・記載されているのは令和6年1月～令和6年11月受診分です。令和6年12月分は含まれておりません。
- ・1月～11月分についても、国家公務員共済組合連合会共同事業実施要領により産婦人科および精神科の受診分は除いており、これらに関連した受診分も除かれている場合があります。
- ・農林水産省共済組合の組合員証等を使用しないで医療機関等を受診した場合や保険適用外の治療費、農林水産省診療所、他省庁診療所受診分、整骨院・接骨院で受けたときの柔道整復術療養費については記載されておりません。

様式は別添 PDF ファイル【参考】のとおりです。

なお、医療費通知情報はマイナポータルでもご確認いただくことが可能です。以下の内容をご覧ください。

□マイナポータル・医療費通知情報について

令和3年9月以降に保険医療機関・保険薬局の窓口で支払った、公的医療保険に係る医療費の情報を閲覧できます。その他、受診した医療機関等名称や医療費控除該当有無の基準となる年間（1月～12月）の窓口負担相当額なども閲覧できます。

なお、以下の事例のように、審査支払機関での取り扱いとならない情報については、医療費通知情報として表示されません。

- ・高額な医療費を保険医療機関・保険薬局の窓口で支払い、後日、保険者（共済組合）から支給を受けた場合の高額療養費や附加金等
- ・立て替え払いをしたときの療養費（保険資格を確認できずに受診した場合やコルセット等の治療用装具を作成した場合等）

- ・はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術費用
- ・整骨院・接骨院で受けたときの柔道整復療養費
- ・保険適用外の費用（自由診療や差額ベッド代等）
- ・審査支払業務を健康保険組合（共済組合）と直接契約している保険薬局で支払った費用（農林水産省診療所、他省庁診療所）

詳細は[マイナポータルホームページ](#)でご確認ください。

□確定申告・医療費控除に係るマイナポータル連携について

マイナポータルと連携してデータを一括取得し、所得税確定申告書に自動入力することができます。

詳細は[国税庁ホームページ](#)でご確認ください

3 交付希望者の申し出方法

「医療費のお知らせ」の発行を希望する組合員は、令和7年1月22日(水)まで（期限厳守）に以下の方法にて回答いただきます。

①国の機関に所属する方

Formsにより回答いただきます。

②独立行政法人等に所属する方または任意継続組合員の方

別添「発行希望書」ファイルに必要事項を入力し、直接【kyosai_iryoku@maff.go.jp】（メールの件名は「医療費のお知らせについて」としてください。）に提出していただく方式とします（所属所での集計作業は必要ありません。）。

申込期限後に発行を希望する場合は【kyosai_iryoku@maff.go.jp】までご連絡願います。

4 「医療費のお知らせ」の発行

「医療費のお知らせ」は令和7年2月中旬～下旬に農林水産省共済組合から所属所担当者宛てに郵送（本省所属所は配付）します。組合員へは所属所担当者から配付をお願いします。